不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容		家庭的保育事業等の認可取消し
根拠法令等及び条項		児童福祉法第58条第2項
	根拠条項	児童福祉法第58条第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定
		平成 年 月 日最終変更

【基準】

1 対象

児童福祉法若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違 反した家庭的保育事業等の事業者。

2 処分内容

児童福祉法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可を取り消す。

処 分 基 準